

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（452）
2. 日 時：令和5年2月14日 13時30分～15時50分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、
長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）、他8名

原子力事業統括部 泊発電所 発電室 副長※、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第35条（通信連絡設備）第62条／技能1.19
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第35条 通信連絡設備（DB35 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第35条 通信連絡設備（DB35-9 r. 5. 0）
- （4）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 19 通信連絡に関する手順等（SAT119 r. 5. 0）
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 19 通信連

- 絡に関する手順等（SAT119-9 r. 5. 0）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA
62 r. 5. 0）
 - （7）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）補足説明資料 62条（SA62H r. 5. 0）
 - （8）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）比較表 2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
（SA62-9 r. 5. 0）
 - （9）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）補足説明資料 比較表 62条（SA62H-9 r. 0. 0）
 - （10）泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載正誤表 第35条,
62条, 技術的能力1.19 通信連絡設備

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:10	通信連絡。
0:00:12	関係ですね35条、62条。
0:00:15	技術的能力の1.19に係るヒアリングを始めたいと思います。それではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:24	はい。北海道電力の高橋です。本日は通信連絡設備に関して、今ご発言ありましたDB35条平成62条、技術的能力の1.19について説明させていただきたいと思います。
0:00:40	今回のご説明ですけれども、効率的に説明する観点で、比較表をの冒頭に取りまとめた資料でございますので、そちらで先行プラントとの相違点を中心に説明させていただいた後に、
0:00:55	35条62条1.19の適合性について比較表の記載を確認する流れでご説明させていただきたいと思います。
0:01:05	また先日実施した緊急時対策所の説明時にご指摘いただいたですね、指揮所待機所の記載、を分けるとかですね、先行実績の比較表をの記載がまだ今回間に合っていないところございますので、
0:01:21	こちらにつきましては次回資料提出までに修正させていただきたいというふうに思っております。
0:01:27	今回通信連絡設備のまとめ資料においても、社内関係者のレビューと実施してるところではございますけれども、
0:01:38	資料提出した後にもですね、誤記記載の適正化が必要な点が確認されておりまして、こちらについても、次回提出時に資料修正。
0:01:50	させていただきたいと考えてございまして、本日お手元にてですね、修正すべき正誤表について、お配りをさせていただいております。
0:02:00	またこの正誤表の2ページ目裏の方にですね、こちらです大変申し訳なかったんですけど、誤字ございましたので、こちらの方電子データを含めて修正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。
0:02:17	あとBWRの審査実績の取り込みっていう観点で、今回まだちょっと足りてない点が3件ほど確認されてますので、こちらについても、
0:02:30	今の今回の説明の中で、方針についてちょっとご説明をさせていただきたいというふうに思っております。
0:02:37	それでは弊社の方からご説明をさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:47	はい。北海道電力の鹿野でございます。
0:02:51	まずですね、
0:02:53	資料 2-2、35 条比較表の取りまとめた資料の 1 ページ目をご覧ください。
0:03:04	はい。今回ですね、最新審査実績を踏まえた泊 3 号炉まとめ資料の変更状況ということで、
0:03:12	今回、1-1-Bとして、女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果変更したものということで、1 件エントリーをしております。こちらに関しましては、中央制御室に保管する衛星電話設備、
0:03:26	固定型の電源構成をですね、従前は充電蓄電池としておりましたが、
0:03:32	変更後として、非常用電源設備に加えて、てこ全交流電源数、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備、
0:03:46	または可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計ということで変更しております。
0:03:54	はい。続いて、比較表 35 の取りまとめた資料、2 ページ目をご覧ください。
0:04:05	はい。このす。取りまとめた資料 2 は、
0:04:09	設備名称用語等の相違ということで、記載をしております。こちらのですね中で、赤字で記載している部分に関しましては、設計の相違となっております。
0:04:21	そちらに関しましては、取り組み取りまとめた資料の 3 ページ以降で、その説明を記載しております。
0:04:29	次に、比較表の 35 取りまとめた資料の 3 ページ目をご覧ください。
0:04:36	当該ページにて設計方針の相違をせい説明しております。
0:04:41	通信連絡設備の設備構成の検討を進めている中で、先ほど高橋がお話おっしゃった通り、検討を進めてる中で、次回まとめ資料の提出時に、
0:04:52	変更する内容についてここでご説明いたします。
0:04:56	まず一つ目になります。
0:04:59	で、
0:05:00	一つ目は、①になります。
0:05:04	記載は同じ 35 取りまとめた資料の 3 番の①になります。
0:05:11	①に関しましては、泊 3 号炉におきまして、電力保安通信用電話設備のうち、FAXが中央制御室に設置されていないということになっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	で、こちら泊3号炉と同様に、中央制御室に設置していないのが多いと、高浜と東海と川内ということになっております。
0:05:32	しかし、設計基準事故が発生した際に、FAXによる中央制御室等、
0:05:38	緊急時対策所間の情報共有の必要性を考慮し、
0:05:42	女川における、導入前実績を考えまして、泊3号炉の中央制御室に、
0:05:49	電力保安通信用電話設備のFAXを設置する方針に変更いたします。
0:05:58	はい。続きまして二つ目になります。
0:06:02	二つ目は、同ページの⑤番。
0:06:06	になります。
0:06:08	⑤番ですが、泊3号において、
0:06:11	携帯電話を緊急時対策所のDB設備の兼用として、
0:06:16	エントリーしておりましたが、
0:06:18	社内で整理した結果ですね、参集する際に、携帯電話は、使用しますが、会社から対応してる、携帯電話を使用しており、緊急時対策所には保管されていない。
0:06:30	どういう状況から、緊急時対策所との兼用を取り止めいたします。
0:06:37	なおですね、兼用の記載なんですけど、35-16ページをご覧ください。
0:06:46	35の、16ページですね、中盤ぐらい。
0:06:51	になっております。
0:06:53	で、泊3号炉のところに携帯電話赤く書いてあって、と記載があります。そこのところを削除するということで考えております。
0:07:06	はい。ページ戻ります。35取りまとめた資料の、
0:07:10	3番になります。
0:07:12	三つ目はですねこの資料の、
0:07:15	⑧番。
0:07:17	無線連絡設備携帯型の保管場所の相違というところになります。
0:07:22	こちらですが、
0:07:24	泊3号におきまして、
0:07:26	DBSA設備としている無線連絡設備携帯型ですが、
0:07:30	屋外の車両内での保管で考えておりました。
0:07:34	ここのその場所とした理由はですね、災害対策要員が活動するに当たりまして、必要な車両内に無線連絡設備携帯型が保管されている場合、
0:07:44	もう活動する時に使いたいときにすぐ取り出してすぐ使えるという状況をつくり出したいというところを考えまして、その
0:07:53	保管場所で考えておりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	保管状況なんですが、
0:07:58	車両内で発報するのケースに入れまして、
0:08:01	出勤条件及び耐震の確認も行っておりますが、
0:08:06	電子機器 2 電子機器をですね車両内に入れて保管していくということが、若干保守上の方、不安もございまして、かつ先行電力の実績を考えまして、
0:08:17	無線連絡設備携帯型の保管場所を屋外確保車両内から、中央制御室または中央制御室付近に変更いたします。
0:08:31	はい。続いてですね。
0:08:33	今お話をしてみました。
0:08:36	35 取りまとめた資料の 3、3 ページ目、4 ページ目 5 ページ目の中でですね、補足内容をお話したいと思ってます。
0:08:47	こちらの補足内容に関しましては、次回のヒアリングで追記いたします。
0:08:52	まずですね 35 取りまとめた資料の 3 ページ目になります。
0:08:57	こちらの②番。
0:09:00	ですが、そういう理由の下に、どこと一緒にというところが、やはり記載されてないところもございまして。そちらの付則になりますが、
0:09:10	②番は、島根とどういう同等となっております。
0:09:15	続いて、
0:09:16	③番。
0:09:18	③番のインターフォンですが、こちらは、高浜。
0:09:23	が、と同様となっております。
0:09:28	続いて、同ページの
0:09:30	⑥番。
0:09:32	衛星電話設備のうち、衛星電話設備括弧 F A X の有無。
0:09:36	に関してですが、こちらは柏崎が同様に設置されております。
0:09:43	続いて⑦番ですが、
0:09:46	⑦番の衛星電話設備、括弧携帯型ですが、こちらの他設備の保管場所に関しましては、高浜及び伊方が同等となっております。
0:09:58	続いて、⑨番の携行型通話装置の保管場所、
0:10:03	に関しましては、
0:10:06	島根が同等となっております。
0:10:09	続いて、比較表 35 取りまとめた資料の 5 ページをご覧ください。
0:10:20	5 ページ目の⑩番になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:23	この⑩番の専用電話設備のうち、FAXの有無に関しましては、伊方が泊3号炉と同等と同様となっております。
0:10:37	はい。
0:10:38	続いて35条の適合状況について、
0:10:42	説明いたします。
0:10:45	その前に、
0:10:47	緊急時対策所のヒアリングを受けまして、先ほど高橋がお話しましたが、
0:10:53	緊急時対策所と緊急時対策所の指揮所、
0:10:56	の書き分けをですね、次回、資料の提出人は反映して提出すると。
0:11:01	ということで考えております。
0:11:03	なお参考となりそうなのが、柏崎と考えております。
0:11:08	で、記載なんですけど、例えば全体の、
0:11:11	基本的には全体の記念を示すようなものに関しましては、緊急時対策所等、記載しまして、具体的な配備場所等を示す場合には、
0:11:21	緊急時対策所指揮省緊急時対策所という、書き分けをしようかなというふうに考えております。
0:11:31	あとですね緊急時対策所のヒアリングを受けましてなんですけど、比較表の35-69ページをご覧ください。
0:11:46	35の、
0:11:48	69ページからなんですけど、
0:11:53	よろしいですか。はい。
0:11:55	データ表示端末で確認できるパラメーター
0:11:59	の一覧がございます。こちらヒアリング緊急時対策所のヒアリングでお話があったんですけど、このパラメーターですね、2月6日のヒアリングにてですね、
0:12:11	コメントをいただいておりますので、設置許可のまとめ資料では、次回反映して提出していきたいというふうに考えております。
0:12:25	はい。続いて、35条の適合性についてお話いたします。
0:12:31	資料2-2比較表の35-31ページをご覧ください。
0:12:43	当該ページではですね、2の通信連絡設備、2.1の通信連絡設備の概要ということで記載をしております。
0:12:52	ここではですね、
0:12:54	発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、通信連絡設備、括弧発電所内、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:02	データ伝送設備発電所内、通信連絡設備発電所会。
0:13:06	データ伝送設備発電所会を設置するということの概要を説明しております。
0:13:13	で、次のページ、35-32 ページはですね。
0:13:17	この第 2.1-1 図として、通信連絡設備の概要図を示しております。
0:13:24	ここには、主な通信する場所と、そこにはどのような通信設備があるかということを示すものになっております。
0:13:36	続いて、35 条の適合性の中で、通信設備の発電所の多様性について、適合しなきゃいけないというところがございます。
0:13:46	そちらについて説明いたします。
0:13:49	35 の 33 ページをご覧ください。
0:13:56	ここのですね、35-33 ページの 1 パラ目ですね下の方ですね、
0:14:06	運転指令設備、電力保安通信連絡設備等と、そういうそういった多様性を確保した通信連絡設備を設置または保管する設計とすると、というような方針を示しております。
0:14:19	具体的にはですね 35-34 ページを
0:14:23	ご覧ください。
0:14:26	第 2.2-1 表に、通信連絡設備、発電所内の多様性、
0:14:32	というところで説明があります。
0:14:35	その概要につきましては、2.2-1 図の中で、概要を説明するという形になっております。
0:14:49	はい。
0:14:49	続いて 35 の 41 ページをご覧ください。
0:15:00	35 の 41 ページ目こちらですね、1 パラ目なんですが、
0:15:06	緊急時対策所へ事故状態の、等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で、
0:15:16	構成するデータ伝送設備、各発電所内を設置する設計とすることということで記載をしております。
0:15:28	で、次のページ、35 の 42 ページ目ですが、
0:15:33	第 2.4-1 図としまして、
0:15:36	データ伝送設備及びデータ伝送設備発電所内及びデータ伝送設備発電所外の概要について、通知しております。
0:15:49	はい。
0:15:50	続きまして、
0:15:51	通信連絡設備の電源の接続要求についての説明になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:58	こちらに関しましては、非常用所内電源または無停電電源の接続要求ということになりますが、35-45 ページ。
0:16:08	をご覧ください。
0:16:15	まずこの 35 号、45 ページ目、(1) で、中央制御室における通信連絡設備の電源接続、
0:16:23	が記載されております。
0:16:26	続いて、比較表-35-46 ページをご覧ください。
0:16:32	46 ページ目には、(2) としまして、
0:16:36	緊急時対策所としての電源接続が記載されております。
0:16:42	最後に、35-47 ページをご覧ください。
0:16:48	こちらでは、中央制御室を除く緊急時、原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源接続の設計について記載しており、
0:16:58	あわせてその電源構成を図示しております。
0:17:03	はい。35 条は、以上になりまして、
0:17:06	続いて 62 条の適合性についてお話をいたします。
0:17:12	先ほどお話ししました、比較表の 35 ページ目、ごめん、45 ページ目から 47 ページ目にかけてなんですが、DB と SA で使用する通信連絡設備の
0:17:25	SA 時のですね、代替電源。
0:17:27	の接続設計についてもあわせて記載しております。
0:17:30	62 条のですね、要求事項の解釈でございます。
0:17:34	通信連絡設備は、代替電源設備、括弧電池等の予備電源設備を含むからの電源を可能とすること、給電を可能とすることの適合対応となっております。
0:17:47	62 条の補足説明資料でも、同じ図を使用していることから、このページで説明させていただきます。
0:17:56	なおですね具体的にどこで書いてるかと言いますと、62 条の資料
0:18:02	資料 4-2-1。
0:18:05	をご覧ください。
0:18:07	ここのですね。
0:18:12	62-3 ページ。
0:18:23	62-3 ページのですね一番下のところから衛星電話設備のうちとかっていう、記載とかもあるんですけど、この辺りから、電源
0:18:33	SS-A として利用する通信連絡設備の電源設計について記載があります。
0:18:42	続いて 62-5 ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:47	62-5 ページ目に行きまして、これも下の方に行きますと、
0:18:53	通信連絡設備の、
0:18:55	発電所外ですね。
0:18:57	通信連絡設備の電源設計、
0:19:00	について記載をしております。
0:19:05	泊の特徴として、通信連絡設備として、指揮所待機所間テレビ会議システムというものがございます。衛藤指揮所待機所間テレビ会議システムに関しましては、
0:19:19	緊急時対策所の縮小待機所間で使います。
0:19:23	こちらに関しましては、ベイビーには電力法案通信用電話設備または運転指令設備を使うということで設計しております。
0:19:33	で、今お話をしました、テレビ会議システムとインターフォンに関しましては、SAで使用するのみ。
0:19:41	を想定して、
0:19:43	代替電源である緊急時対策所、
0:19:46	交流電源設備からの給電を可能ということにしております。
0:19:54	はい。
0:19:56	続いて、1.19の適合性についてお話いたします。
0:20:03	資料の3-2をご覧ください。
0:20:12	概要といたしましては、
0:20:16	1.19の1ページ目をご覧ください。
0:20:31	はい。1.19のこの目次の欄に、
0:20:35	1.19.2、手順等というふうに記載されまして、ここからですね、1.19.2.1としまして発電所内の
0:20:47	通信連絡の主手順、
0:20:49	1.19.2.2としまして発電所外の通信連絡の手順、
0:20:55	1.19.2.3に、代替電源から給電する手順ということで示されております。
0:21:03	続いてですね1.19の9ページをご覧ください。
0:21:12	当ページからですが、
0:21:15	通信連絡設備、発電所内における通信連絡設備の利用の手順ですね。
0:21:23	が、記載されております。
0:21:26	こちらに関しましては、9ページから14ページまで、記載が続いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	続いて通信連絡設備発電所外の手順になりますが、こちらは1.19の17ページをご覧ください。
0:21:54	17ページからですね
0:21:58	通信連絡設備の発電所外の手順が記載されております。
0:22:05	続いてですね、先ほど1.19の通信連絡設備発電所内の手順と発電所外の手順が、話があったんですが続いて、
0:22:16	電源の給電手順になります。
0:22:20	で、こちらはですね1.19-27ページをご覧ください。
0:22:29	1.19-27ページの2パラ目。
0:22:35	2、給電の手順について記載がされております。
0:22:38	給電の手順に関しましては、1.14の電源の確保に関する手順等と、あと1.18の、
0:22:47	緊急時対策所の居住性等に関わる手順等に記載するというので、リンクをしております。
0:22:56	またですね、この下の方にですね、
0:22:59	一つ一つ二つ目ぐらいのパラグラフ下の、後の方なんですけど、充電式電池及び乾電池を使用する手順について記載をしております。
0:23:14	はい。衛藤。
0:23:16	とても簡単ですが、基準適合性に状況について説明いたしました。
0:23:26	以上、
0:23:29	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
0:23:32	それでは確認に入りたいと思いますけど、まずDB側の35条の方から確認したいと思います。
0:23:40	ではまず私から確認なんですけども、
0:23:45	資料2-2の比較表で、
0:23:48	取りまとめた資料の3ページお願いします。
0:23:59	⑧と⑨のところろう。
0:24:03	なんですけど無線連絡設備の保管場所とあと携行型通話装置の保管場所なんですけど、
0:24:10	先ほどのご説明だと、中操か、中操付近ということなんですけど、
0:24:16	中操付近っていうのは具体的に、
0:24:19	どのあたりかっていうのは、資料のどこかに示されてますでしょうか。
0:24:26	が移動電力のです。資料的には、申し訳ありませんはっきりこっぴうところ記載をしておりますがちょっと説明させていただきますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:36	中央制御室通入口がございまして、入口の近くにもに保管する場所があったりですね、浦野口入口もございまして。
0:24:46	そちらの方にラックを建てて、その中に保管するという形になっております。ちょっと説明ができる資料がございませんので、そちらの方は、
0:24:56	次のヒアリングの時に反映して、記載しておきます。
0:25:01	規制庁大塚で生じました、ちょっと中操付近っていう表現だとちょっと曖昧になりますので、
0:25:07	具体的にどの辺りなのかちょっと図とか、
0:25:10	わかりやすく、
0:25:12	表現していただければ助かります。
0:25:15	続きまして、同じページなんですけど、
0:25:20	表の中にいろいろ設備が書かれてるんですけど、
0:25:24	項目によっては保管場所ってことで、緊対場とか、中央制御室っていう記載があるんですけど、
0:25:30	上の方の設備についてはどこの場所に設置する設備なのかが、ちょっとこのページだけだと読み取れないので、
0:25:37	どこに設置する設備なのか、ぱっと見すぐわかるように、
0:25:42	全体的にですね、ちょっと保管場所の方を追加していただいでよろしいでしょうか。
0:25:50	大道電力です。どこに設置するかということで、記載の内容について承知いたしました。
0:26:05	規制庁大塚です。続きまして、
0:26:08	比較表-35-24 ページをお願いします。
0:26:16	このページの、
0:26:19	真ん中カーあたりのパラグラフの2行のパラグラフなんですけど、
0:26:24	運転指令設備について発電所内のすべての人に対し、通信連絡できる。
0:26:31	設計とするってあるんですけど、
0:26:33	発電所内っていうの屋外も含まれるんでしょうか。
0:26:40	北海道電力阿野です。久貝も含まれております。
0:26:45	規制庁大塚です。
0:26:47	比較表の35-32 ページの、
0:26:51	図を見ますと、
0:26:54	屋外のところにですね、
0:26:55	運転指令設備、
0:26:59	の記載が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:01	ないんですが、ここは記載がなくてよくわしかったです。
0:27:05	北海道電力の阿野です。35の32ページ目に関しましては、この第2-1-1の図に、現場を暗いというところを、記載が実は漏れておりました、
0:27:18	こちらの方は追加いたします。同じようにですね実は35-34ページの、
0:27:25	第2の2.2-1表にもですね、
0:27:31	で、
0:27:32	運転指令設備確保警報装置を含むの通信連絡の場所というところで、ちょっとそこが記載が抜けてるところもありますんで、ここもあわせて修正いたします。
0:27:47	規制庁大塚で承知しました。
0:27:49	続きまして比較表-35-25ページお願いします。
0:27:55	ここの(3)の通信連絡設備括弧発電所外のところの、
0:28:01	2行目のところに、
0:28:04	地方公共団体という記載があるんですが、
0:28:07	先ほどの35の32ページの図の方を見ると、
0:28:12	自治体括弧北海道等っていう表記になってるんですけど、
0:28:16	けども、先行プラントは、一応ずっと文章の表記が合ってるんですが、
0:28:22	泊の方も、記載の方を合わせていただいてよろしいでしょうか。
0:28:27	北海道電力の阿野です。承知いたしました。地方公共団体に修正いたします。
0:28:41	規制庁大塚です。続きまして35の32ページの、
0:28:46	図なんですけども、
0:28:49	先行プラントと異なり、
0:28:53	先行プラントは中央制御室と発電所外に直接連絡の流れがあるんですけど、
0:29:00	泊3号機は、
0:29:02	中央制御室撮影所外に直接I I的な連絡の経路がないんですけど、先ほど冒頭の説明で、
0:29:10	F A Xと中央制御室にも設置するってご説明があったんですけど、
0:29:14	ここは中操から発電所外に矢印が追加されるという理解でよろしいでしょうか。
0:29:21	北海道電力の阿野です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	3、社外への所内、所外ですね、所外への連絡に関しましては、緊対所カラーが基本かなと思っておりますが、中央制御室からももちろんできることになりますんで、
0:29:35	その矢印ん数については、追加いたします。
0:29:41	規制庁大塚で生じました。
0:29:43	ちなみにその連絡手段としては、
0:29:46	具体的に何があるんでしょうか。
0:29:48	先行と同等なものを用意してるんでしょうか。
0:29:54	北海道電力等です。電力保安通信用電話設備というものが、中央制御室にございまして、その外線発信を使って外に連絡することができます。それは先行と同等となっております。
0:30:11	規制庁大塚で承知しました。
0:30:19	規制庁大塚です。続きまして 35-38 ページをお願いします。
0:30:30	この 2 行目の赤字のところ、管理事務所の通信鉄塔にこっち、固定設置する無線系回線ってあるんですけど、
0:30:41	先行でもこのような場所に設置しているところはあるんでしょうか。ちょっとあの地震等の災害ですぐ倒れじゃないかというところをちょっと心配でお聞きしています。
0:30:52	はい。北海道電力の阿野でございます。先行の実績なんですけど、伊方に関しましては、総合管理事務所で、仙田
0:31:02	については、事務所等で原価については事務所と、
0:31:06	あと島野については、別の専用の鉄塔を、次、設置して、くっ付けております。地震に関しましては、我々も、
0:31:17	懸念はしてるんですがここの地震の要求、DB 設備としての地震の要求も、ここはCクラスで作ってるものなんで、それ相当というふうに考えております。
0:31:35	規制庁大塚です。承知しました。ちょっと先行の実績について、そういう理由の欄のところに記載していただいてもよろしいでしょうか。
0:31:44	移動電力等です。承知いたしました。
0:31:49	規制庁大塚です。続きまして、同じページなんですけども、
0:31:53	下の図の、
0:31:54	ところで、
0:31:59	統合原子力防災ネットワークの説明の中の図だと思うんですけど、
0:32:04	この図の中で、統合原子力防災ネットワークっていうのはどの範囲。
0:32:10	を指すものなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	北海道電力の阿野でございます。統合原子力防災ネットワークに関しましては、35-40 ページをご覧ください。
0:32:40	こちらの方に統合原子力防災ネットワークを通じた通信連絡設備、
0:32:45	もう
0:32:47	図を記載しております。
0:32:59	北海道電力の阿野でございます。38 ページの説明は、電力保安通信用電話設備と社内テレビ会議システムと、加入電話、衛星電話設備、
0:33:11	携帯電話の説明をした図になっております。
0:33:19	規制庁大塚です。統合原子力防災ネットワークの
0:33:23	設備としては、
0:33:26	35-38 ページのズー。
0:33:29	の中には含まれないっていう。
0:33:31	ということでしょうか。
0:33:33	北海道電力の阿野でございます。38 ページの図には含まれてないということで、認識は合ってます。
0:33:43	規制庁大塚です。承知しました。
0:33:51	続きまして 35-43 ページお願いします。
0:33:59	この表のところで、
0:34:02	一番右側の制限の欄で、辻主がついてる。
0:34:08	加入電話器とかに F A X があるんですけど、
0:34:12	下の子名のところで、その制限についての説明があるんですが米印はつけなくて、
0:34:21	北海道電力等でございます。今おっしゃったところなんですけど、※3が、
0:34:28	加入電話設備、災害時優先契約なしの加入電話器とかにファックスのバツのところに※3がつくような形になります。すいません
0:34:42	ファイルをですね、くっつけた時に、抜けてしまいました。こちらの方は、くっつけて、次回提出いたします。
0:34:52	規制庁使って、すいません、もう一度、
0:34:55	バツ、バツが3ヶ所あるんですけど、それぞれコネの幾つがつくんでしょうか。×二つ、加入電話設備のところに、
0:35:06	※3、二つ飛んつきます。
0:35:09	無線系の衛星電話のところも、
0:35:15	はい※3がつく形になります。
0:35:20	規制庁大塚で承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:23	とりあえず私からは以上なんですけどもほかにコメントありますでしょうか。
0:35:32	原子炉規制庁の宮本です。ちょっと確認です。
0:35:36	35の追加条文としては非常用電源からとれることっていうことになっていて、
0:35:43	事業者の方の説明では、
0:35:48	35分の10、35-10ページだと。
0:35:52	これらの通信設備については必要電源設備または無停電せ、電源等に接続し、
0:35:58	外部電源が期待できない場合でも動作可能とすると。
0:36:01	冷凍については乾電池、
0:36:06	充電式乾電池とか、普通うふだ、充電式電池関連地。
0:36:12	頭を待とうとして表してるそういうそういう認識でいいですか。
0:36:17	ガイド電力なのです。そのような認識で他にありません。これは、先行実績はあるんですか。
0:36:26	はい。高がですね同じような書き方をしています。ただですね、等という記載はせずに、停電電源装置というような記載をしております。
0:36:36	はい。無停電電源装置と乾電池が一緒かって言われると一緒なんでしたっけ。
0:36:45	北海道電力等ですまず、電源を保証する。
0:36:51	例えば、富むて
0:36:53	等、通常使っている電源が失われたときに、その電源をですね、パピー等で賄うというところについては一緒になっております。
0:37:07	はい。それでちょっと図が小さいので、見にくいのでこっちのまとめ白側の資料2-1で言うと、
0:37:15	その辺の内容が35条の35条の22ページと23ページに書かれています。
0:37:22	ここで書いてあるのは基本的には、DGに繋がってるんだけど、
0:37:30	下の点線のところが、
0:37:33	スピーカーまでは普通のデイズに繋がっていて、
0:37:38	右側のやつは、
0:37:41	衛星電話設備は無停電を介して繋がってるんだけど、
0:37:47	これはDGは期待してないんですか。
0:37:51	繋がってるように見え、つなげて、とりあえず外しては今、
0:37:55	接続を外してはいるんですけど、通常はこれはつなげない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:24	ちょっと今確認しますのでお待ちください。
0:38:44	北海道電力の阿野でございます。今のは、第2.6-1図のお話だと思います。こちらに関しましては衛星電話設備の固定型は、
0:38:55	無停電電源から、上の方ですね右側の方に線が繋がってディーゼル発電機に繋がってるというような状況になっております。
0:39:06	いや要は、そこを見ればわかるんだけど、通常は無停電はどれぐらいちょっと期待してるかちょっとわかんないんだけど、期待した上で、
0:39:17	DGの負荷として載せるのか、無停電だけにこれだといこうとしてるように見えるんだけど、
0:39:22	例示の負荷に乗せようとしてるという、そういうことですか。北海道電力等でございます。ここは例示の負荷として載せることで考えております。
0:39:32	はい
0:39:33	それだと多分ここも茶色にしとかないと。
0:39:43	北海道電力等でございます。承知いたしました。
0:39:46	で、あとは2.6と水になると。
0:39:50	同じようになるんだけど、
0:39:53	これは、
0:40:00	無停電装置、※1かな、込み込み米が何を指してかちょっとわかんないんだけど、
0:40:15	このインターフォン
0:40:19	とテレビ会議システム。
0:40:23	ウワー。
0:40:25	繋がってないん。ちょっとこの図の2-6-2図の意味がちょっとよくわかんなかったんだけど、
0:40:31	右側に書いてある。
0:40:34	部分は繋がってるんだけど、
0:40:38	左側でDた表示装置衛星電話かく固定型インターフォンとかは、
0:40:46	これは次に繋がっているのが繋がってないのか、不可に載せてないのが期待してるかどっちなんでしょう。
0:40:54	北海道電力等でございます。インターフォンとテレビ会議システム、指揮所待機所間に関しましては、SAで使うということしております。
0:41:04	ということで、非常用電源からの接続については、期待をしておりません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:13	それでDBSAになった時には、緊急時対策所用の発電機、発電機ですね、からの給電ということにしております。
0:41:27	雨が出て、それで、条文上よかったのかなというだけなんですけど。
0:41:32	緊急時対策所へっていうところとか、
0:41:36	に対して要は、通信連絡設備については非常用定時につなげるっていう整理をしたと思うんですけど、ですよ。
0:41:47	SAの時に期待するのはわかるんですけど、DB上期待しないでいいんですかだけなんですけど。
0:42:05	要は比較表でいうと35-10ページにいくと、
0:42:10	これらの通信設備については非常用電源設備または部店占有等に接続し外部で具体的な場合でも動作可能な設計とすると。
0:42:18	言っただけらっていうのは上がずっと来てるんですけど、
0:42:23	これを踏まえると、入れなくていいんですかっていうだけなんです。
0:42:42	該当電力等でございます。こちらに関しましては明確に記載されておりませんので、記載の方、
0:42:50	適正化いたします。
0:42:54	規制庁の依田と、
0:42:56	該当該当しないんだったら該当しないという、別に記載する必要はないんで、
0:43:03	今私が言ったのはこのこれらのところには入るんですか入らないんですかって言っただけ、事業者としては入らないという判断だったら別にこの場はこれでいいのかもしれないんですけど、入るという判断だったら、適正化してくださいって事業者の方でよくそれは判断してくださいってことなんですけど、承知いたしました北海道電力等でございます。
0:43:21	これらには入ってないってことなんで、ここも、
0:43:26	ちょっとですね、誤解を招かないように、参考資料等を見直していきます。
0:43:32	はい、わかりました。私の方は、デビューは以上ですはい。
0:43:44	規制庁の片桐瀬戸比較表の35の19ページをお願いします。
0:43:54	これがちょっと気になっただけなんですけど真ん中の欄の緑色の文字って、女川って表示システム及びデータ伝送装置って書いてて、
0:44:03	大井と泊って、この中身を個別に書いてると思うんですよ。
0:44:09	これって、何か、
0:44:11	違いに考え方みたいなのがあるんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:16	北海道電力の笹木でございますよろしくお願いします。今いただいたご質問の趣旨としましては、35 ページの 19 ページに記載している当社の記載が、データ収集計算機、
0:44:27	データ表示端末及び E R S S へ伝送サーバーというふうになってるのに対して、
0:44:33	女川 2 号炉でいきますと、安全パラメータ表示システム及びデータ伝送設備といった設備の総称で書いてあるに対して当社と大飯は個別で書いているという点。
0:44:45	んのご質問だと。
0:44:47	受け取りました。
0:44:49	こちらにつきましては 35-17 ページをご覧くださいと思います。
0:44:57	35-17 ページの下の方にですね、当社データ収集計算機と表示端末で、すいません次のページの一番上には、E R S S 伝送サーバーということで、設備の小尾、個別の名称でこちら設備一覧を記載しております。
0:45:14	この考えは、大井さん用語、34 号炉と同じ整理になっておりますが、女川 2 号炉におかれましては、設備の総称のみを記載するような記載方針としております。
0:45:26	そのような記載の仕方っていうのが 35 条の 19 ページ目で表れておまして当社の設備一覧で申し上げている設備の個別名で記載するような形としております。
0:45:38	具体的な差異としましては、
0:45:41	指しているものとしては女川 2 号炉であっても、泊 3 号、大飯電話でも同様になってございますので、緑にしております。以上になります。
0:45:51	規制庁片岸さん説明ありがとうございました。了解しました。
0:45:56	次あと 35 の比較表ですね 24 ページをお願いします。
0:46:05	これ他の資料にもいえるんですけど一番上に、
0:46:10	衛星電話設備っていう記載があって、衛星電話設備って単体で言った時って、
0:46:18	どうでしょう。携帯固定 F A X みんな含むっていうような表現として使ってるんでしょうか。
0:46:27	北海道電力等でございます。
0:46:31	そうですねここ、確かに、
0:46:33	一種、衛星電話設備っていうものは、衛星電話設備固定等携帯型、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:39	発電所内は携帯型を含めてその二つについての記載になっています。発電所外になったときに、ファックスも合わせた記載ということになっております。
0:46:50	規制庁から一旦この発電所内んとちょっと何か所内でFAX使わないので、
0:46:57	ちょっとこって、この記載でいいのかなってというのが気になってて、そこは、
0:47:04	どう考えてますでしょうか。
0:47:07	北海道電力の阿野でございます。我々、最初はつつ、通信連絡設備発電所内で、やっぱり使う者としては我々としては、ここで固定と携帯しかないという理解でございましたが
0:47:23	客観的に見てやっぱりこわがりづらいよねというところかなというふうに受けとめました。記載内容、他との差異ももちろん意識しながら、書き分けの
0:47:35	方していただきたいと思っております。
0:47:38	規制庁からですが緊対所の指揮所待機所とちょっと似たような感じの話かなと思うんでちょっとそこを個別に書くかどうかみたいなのところの検討をお願いします。
0:47:48	あと、これも資料全般の話なんですけど結構
0:47:53	字がかなり小さかったり、ちょっとおやとにじんだりしているようなものがあるので、全体確認いただいて改善できるものがあればそこはちょっとお願いいたしたいと思います。
0:48:05	北海道電力の阿野でございます。にじみの件、承知いたしました。次回改善いたします。35条について私から以上です。
0:48:17	35条について他コメントありますでしょうか。
0:48:27	さっきちょっと電源の方を聞いたのは、要は35条の解釈では、
0:48:33	何て書いてあるかっていうと、
0:48:39	無テイテン装置または非常にね、
0:48:44	そう。
0:48:45	この二つしか書いてなくて、
0:48:47	関連って許されるのかなってというのが、
0:48:50	ちょっとあって、
0:48:53	SAとかだとそういうのは多分、あるんだけど、DBで、その関連値、今さっき大井ではそういうのあるって聞いたんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:01	D B上で、それは乾電池を用いたところって、あるんですかっていう、北海道電力等でございます。携行型通話装置とかですな
0:49:13	無線連絡設備の携帯型っていうのが、乾電池を使っておりまして、それは先行でも、皆さん同じように使ってるというような状況です。
0:49:53	はい現状わかりましたはい。私は以上です。
0:50:03	A D側、他よろしいでしょうか。よろしければ、続きましてS A側のコメントあればお願いします。
0:50:17	机上で 62 条の方の比較表の 62-3 ページお願いします。
0:50:29	右下の赤い文字のところちょっとこれ1号炉(2)号炉っていう表現があるんですけど、これは1号炉なんか及びなのかアンドなのかまたはなのかみたいなのところっていうのはどういう整理になってますでしょうか。
0:51:07	すいませんちょっと確認します。
0:51:32	北海道電力等でございます。1号炉。
0:51:36	または、2号炉になります。
0:51:39	規制庁からもしわかりやすく記載できるのであればちょっとその検討をお願いいたします。
0:51:45	回答電力等でございます。承知いたしました。
0:51:48	なぜ規制庁から技術で次 62-13 ページをお願いします。
0:52:00	真ん中の段の赤字のところの上から3行目でF A Xは対策所に設置する設計とするっていう記載があって、
0:52:10	あと 62-23 ページの上の赤字のところにも同様な記載があるんですけど、
0:52:17	13 ページの方ってこの屋外に設置したアンテナと接続することにより云々みたいなくだりがあって、
0:52:24	こっちって、この記載で 13 ページは不要なんでしょう。
0:53:09	今ちょっと確認中でございますので、お待ちください。
0:53:43	北海道電力等でございます。今ちょっと資料確認しているところですが、衛星電話設備の固定型に関しましては、
0:53:53	屋外で使用できるように、アンテナを設置するということは必ず記載しております。ちょっと今探し切れなかったんですけど、もしかしら書いてない可能性もございます。書いてない場合は、記載を、
0:54:05	適正化いたします。形状からいいですそうです。確認して必要であれば追記お願いします。
0:54:14	次 60 の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:17	39 ページをお願いします。
0:54:26	この第 10. 12-1 表ってあるんですけど、
0:54:31	これもとの本体側の資料で見つからないんですけど、
0:54:37	それはちょっとミスで落ちちゃってるところなんですね多分本体資料だと 62 の、
0:54:43	25 ページの、
0:54:46	次ぐらいに入ると思うんですけど、
0:55:04	力等でございます。今ちょっと資料を確認いたします。
0:55:16	北海道電力等でございます。看板の方の抜けが抑え、あると思います。追記いたします。
0:55:25	規制庁片桐ですこの前ちょっと年末にバタバタとあっていろいろ対策されているようで、減ってきてると思うんですけども、まだやっぱり本体と比較表のす。
0:55:37	違っているのが見受けられるので、
0:55:40	各各条文いろいろ結構細かくはあるんで、個人の問題っていうより、ちょっと支社のやり方とか体制下の文問題だと思うんで、
0:55:51	資料作成段階で結構コツコツやっていかないと後で大変なので、ちょっと継続的に改善をお願いしたいと思います。北海道電力の高橋です。
0:56:02	12 月にご指摘いただいて、我々も、基本的には比較表を作ってからが本体に落としていくと、そういった形ではやってはきてるんですけども、
0:56:16	やはり時間ぎりぎりになった時に両方一緒についていうところもあって、ちょっとチェック側でも見つけられなかったということで大変申し訳なかったと思います。引き続き確認にして参りたいと思います。
0:56:32	規制常務理事よろしく申し上げます後元の比較表の 60-39 に戻っていただいて、
0:56:40	ちょっと水、見にくいんですが発電所内の一番上の欄で、下から 2 番目にテレビ会議システムってあるんですけどこれ多分、カッコ指揮所待機所間みたいなのって抜けてると思うので、
0:56:53	北海道電力等でございます。指揮所待機所間が抜けております。そちらを修正いたします。
0:56:59	規制庁で結構、ちょっとこの表小さくて見にくいので全部確認できてないので一通り確認を。
0:57:06	お願いします。
0:57:13	北海道電力等です。確認いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:17	規制庁の片桐です。次へと 62-51 ページお願いします。
0:57:29	ここを上から見てくと社内の云々という記載があるんですけど、赤字で衛星電話設備括弧 F A X って入ってるんですけど、
0:57:40	ここ、F A X は必要でしょうか。
0:57:47	北海道電力の阿野でございます。ここは発電所外のごめんなさいは、衛星電話設備は F A X は発電所外の設備になりますんで、この記載は削除いたします。
0:58:00	清常務理事、よろしくお願いします。
0:58:15	62 の何か補足の方なんですけれども、62 の補足の 72 ページをお願いします。
0:58:32	これ上に第 60-5-1 表であるんですけど、これも本体資料とちょっと違ってて、
0:58:43	本体の資料だと 62-5-7。
0:58:48	あと 8 ですかね。
0:58:51	になると思うんですけど、
0:59:13	ここは本体資料の方だと表題のところに第 62-5-1 であって、後ろに表って文字が抜けてると、
0:59:22	あと一番下の行ですねアニュラス何たらのところを文字重なっちゃってて、
0:59:28	読めないなので、訂正をお願いします。
0:59:34	北海道電力等でございます。承知いたしました。
0:59:38	規制庁片岸で本体資料の次のページの図の図のタイトルも、
0:59:44	比較表だと第 62-5-6 図になってんですけど、こっちは何か図の 62-5-6 になってるので、そこも併せて確認ください。
0:59:57	が移動電力等でございます。承知いたしました。
1:00:00	規制庁から規制後こっちのちょっと本体の方が本体の資料の、
1:00:05	62-6-19 ページお願いします。
1:00:23	ここ所内の設備の一覧が出てるんですけど、
1:00:28	このインターホンとかテレビ会議
1:00:33	は、不要なんでしょうか。
1:00:38	北海道電力の阿野でございますここ 35 条の D B のものとしての一覧を記載しております。ただ
1:00:49	今おっしゃった通り S A も含めた補足になると思いますんで、こちらはインターホンとテレビ会議システムを追加した。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:00	形で記載を訂正いたします。金城片桐さんは了解しました。あと、下に括弧注2ってあるんですけど、この中に行って、
1:01:09	何か表の中には見当たらないんですけど、どこにかかっているのかなって いうのはちょっと、
1:01:17	北海道電力等でございます。注2の記載に関しましても、どこ、データ が抜けたようです同様に注2の記載をかけるように、修正いたしま す。
1:01:29	規制庁から記者了解しました。私からは以上です。
1:01:47	規制庁秋元です。まずは、
1:01:52	鳥居60人を取りまとめた資料の、
1:01:58	3ページ名で、
1:02:01	一応あれなんですよね島根とか高浜とかと一緒にすよってというのは口頭 でいただいたんで、
1:02:10	ですけど、結局何かあれなんですか何か、これが、
1:02:16	理事泊オリジナルなんだみたいなのっていうのがあるんですか、ちょっ とよくわからなくて口頭でいただいたんで何が。
1:02:26	何か全部もう先行と一緒にすっていう理解なんですけど。北海道電力の 阿野でございます。
1:02:32	今の取りまとめた資料の3番の件に関しまして、北海道電力をリーダー になったのは、テレビ会議、丸さんのテレビ会議システム、指揮所待機 所間。
1:02:45	どういうものだけになります。
1:02:49	規制庁アキモトですでもあれですよね何か、高浜と一緒に言ってませ んでしたっけ。北海道電力の安藤でございます。高間と一緒にインター フォンになっております。はい。
1:03:01	規制庁秋元です。わかりました。で、これインターフォンなんですけ ど、名称なんです、これ指揮所待機所間、
1:03:11	ていうか、実際はインターフォン、式場待機所間だけですよ。
1:03:16	これ何で名称って何でこう上と、上つつうかそうですねテレビ会議シス テムと、
1:03:22	何か違うのは何でなんですか。
1:03:26	帯同電力等でございます。
1:03:28	一緒にしようかなというのがちょっとありました只野テレビ会議システ ムは、映像を使った映像と音声を変えたコミュニケーション手段であり まして、インターフォンはあくまで音声だけと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:40	いうところで考えておまして、別物ということで記載をしております。
1:03:49	あーあ、
1:03:59	うん。はい。
1:04:00	北海道電力の阿野でございますテレビ会議システムというのをですね社内のテレビ会議システムととかですね、あと統合原子力防災ネットワークに
1:04:12	繋がって用いたですね、通信連絡設備の中にもテレビ会議システムというのがございます。その違いをですね、分けるために、テレビ会議システム指揮所待機所間という記載をしていて、
1:04:25	インターフォンに関しましては江藤市長戸崎主幹。
1:04:30	部、特段その他のところでインターホン使うことはないんで、特段記載はしないで、インターホンというような書き方をしております。
1:04:40	規制庁秋本です。わかりました。で、あれですかねインターフォンの。
1:04:46	指揮所と、
1:04:47	待機所の間にあるっていうのはどっかにわかるようになってるんだったっけ。
1:04:54	はい。インターホンの指揮所と待機所間の設置場所ということでよろしいでしょうか。
1:05:28	北海道電力の阿野でございます。資料の、
1:05:34	比較表の資料の資料4-2-1。
1:05:38	のですね、62-55ページをご覧ください。
1:05:43	はい。
1:05:46	こちらですね第2.19の地図に、
1:05:49	緊急時対策所指揮相と緊急時対策所待機所というのが、左側の方に四角の中に記載がされています。その中にインターホン
1:06:00	と、
1:06:01	インターフォンが指揮所に設置されていて、待機所にもインターホンが設置されていて、それが接続されているというところがあるようになっております。
1:06:30	規制庁アキモトですこれって、何か全部、
1:06:33	線が引っ張られていて、何ていうんでしょう、その他にも繋がってるっていうふうには読めなくもないと。
1:06:42	思う。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	言ったような気がするんですけどっていうか、これは何なんでしたっけ他にも線が引っ張ってあるのは何でしたっけ無線通信。
1:06:54	通信機器が、
1:06:56	無線通信装置、
1:07:00	なんかこの図が適切なのかな。
1:07:03	ていうのがちょっとよくわかんないですけどインターフォンっていうのはダイレクトに繋がってるだけ。
1:07:10	ですよ。北海道電力の阿野でございます。インターホンはですね、まず、インターホンの電話機がございまして、それにスイッチングHUBが入ってます。そのスイッチングHUBから、
1:07:23	指揮所にある
1:07:26	有線回線と、あと無線系回線を使って、待機所間で接続しております。で、待機所には、設置がございましてそれとインターフォンを接続するという形をとっております。
1:07:42	規制庁アキモトじゃあ両方いけるってことです有線無線。
1:07:47	北海道電力等でございます。両方行けるということです。
1:07:54	規制庁秋本ですわかりましたじゃ、あと取りまとめた資料の4ページなんですけど、
1:08:02	SPDSの話は緊対のときにも聞いたとは思んですけど、
1:08:10	泊わあ、SPDSを構成する。
1:08:17	もんものとしてデータ収集計算機とデータ表示端末っていう、
1:08:23	ふうな理解でいいんですかね、SBSPDSを構成する。
1:08:29	ものですよっていう理解でいいんです。
1:08:33	北海道電力の笹木でございます。まず、女川2号炉のご説明からさせていただきますと思います。女川が設備名称として呼んでおります、安全パラメータ表示システム、各SPDSちょっとこちら便宜上SPDSと呼ばせていただきますけども、
1:08:48	設備のグルーピングとしてSPDSと女川が申している場合には、SPDS表示端末とSPDS伝送装置、それから、
1:08:58	データ収集装置この三つを、
1:09:02	視察する場合にはSPDSというふうに呼んでおります。
1:09:06	当社はですねSPDSという設備総称使ってるわけではなくてデータ伝送設備の各発電所内というような表現、こちら先行PWRとの表現を合わせておりますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:17	データ伝送設備各発電所内って言ったよ時には、当社のデータ表示端末と、データ表示端末とデータ収集計算機この二つを指すことになっております。
1:09:28	システムの構成が違いますので、
1:09:31	女川2号炉では三つのシステムを指しておりますけども、先行P当社としましては、端末とデータ収集計算表の二つのみを指しております。
1:09:42	で、
1:09:43	機能の差になるんですけども、当社は、この二つの設備で、緊急時対策所へプラントパラメータを共有しているのに対して、
1:09:51	先行日であったりとか女川2号炉にかけましては、この三つの設備を使って、緊急時対策所に、プラントパラメータを共有するというシステム設計になってございます。
1:10:04	というような設備の構成の違いをこの取りまとめた資料の4ページ目でご説明させていただいております。以上になります。
1:10:12	規制庁秋本ですちなみに大井も安全パラメータ表示システムっていう言葉を使ってるみたいなんですけど、言葉、これ何、何か合わせなかった理由っていうのは何か。
1:10:25	当初からこうなんだと思うんですけど何か理由ってあるんですか。
1:10:31	北海道電力の関でございます。推薦と、当初からこのような名称で呼んでいたというのがまず事実でございます
1:10:38	大井さんの状況になるんですけども、当社のデータ収集計算機こちら一つの制御盤を指しているんですけども、大井さんはその制御盤に対して、
1:10:49	安全パラメータ表示システムというふうに見えております。で、グルーピングしてる場合の呼び方、設備の総称としましては、当社と同じように、データ伝送設備、各発電所内と呼んでおります。
1:11:01	個別の装置名の名称の層になっておりますので、緑としております。
1:11:08	規制庁アキモトそうすると泊はSPDSっていう言葉を使っちゃうと、
1:11:14	うちのじゃないですみたいな感じになっちゃうってことなんですか。
1:11:28	その東京電力の笹木でございますSPDSという言葉につきましては、
1:11:34	事業者側のシステムを指す名称として、各社使っている名称になっております。なのですいません泊3号炉におきまして、
1:11:44	個別の設備名をに対して、安全パラメータ表示システムというふうにいえることはできるかと考えておりますはい。ただ従前から使っている燃焼であったりとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:56	設備の名称として、個人名として使っているものになりますので、
1:12:01	データ収集計算機のまま、資料でし提出してございます。
1:16:02	規制庁アキモトですわかりました名称は、
1:16:05	はい、了解ですということ。
1:16:10	62-6 ページですけど、
1:16:14	ちょっとこれはねですね比較表のつくり込みなんですけど、
1:16:19	これ比較のための該当箇所を再掲っていうのを泊のところに書いてある じゃないですか。
1:16:25	これって他の比較表でもやってます。いや
1:16:29	なんて言うんでしょう。
1:16:31	ここがちゃう。ここは、
1:16:34	きっと直の下にはないから、
1:16:37	なんですよね。だから、上を開けわかんなくなっちゃって泊。
1:16:43	記載を動かすっていうのわあ、
1:16:46	なんていうんでしょうあんまり他の比較表で見たことがなくて、
1:16:51	こういうことはする必要性って何か。
1:16:55	よくわかんなくて大井と女川を何かずらし、こっちに比較するのは、わ かるん、わからなくもないですけど泊の欄を、
1:17:05	ないものを、
1:17:06	こっちに持ってくるっていうのを、何かやっちゃうとぐちゃなんか訳わ かんなくなっちゃうわないかなと思ってるんですけど、ここはちゃんと チェック。
1:17:16	する人がチェックできるんだっいたらいいんですけど、
1:17:28	北海道電力の阿野でございます今のお話承りました。やめる方向にいた します。
1:17:42	規制庁秋本です。62-14 ページなんですけど、
1:17:48	62-14 ページで統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備って あるじゃないですか。
1:17:57	これは多分女川に合わせたんだとは思うんですけど、
1:18:01	一応島根も見て見たらに接続するネットワークに接続するってなってた んですけど、女川に、
1:18:09	川瀬に、
1:18:11	っていうことですか。
1:18:14	北海道電力の安藤でございます。女川に合わせていくということになり ます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:34	規制庁秋本です。62-83 ページですね。
1:18:41	日衛星電話設備の
1:18:45	表があってこの表の中なんですけど、
1:18:49	工藤県、
1:18:51	あと、ところで、SAのところ奥がいいっていうのがあって、
1:18:58	これ永見琉斗場所が、
1:19:02	もうわかってたんですけどここ書けない患者、北海道電力等でございます。こちらに関しましては、屋外のどの辺にあるかっていうところをやはりお示しする必要があるかなと思いますんで、
1:19:15	次のヒアリングの次の提出のときにですね、記載を充実して提出いたします。
1:19:24	規制庁秋本です。何回も言っちゃってるかもしれないんですけどそのレベルでなんすかねちゃんと中身が。
1:19:32	同等なレベルがそろってるかなっていうのは事業者の方でちゃんとチェックしてもらいたいなど。
1:19:39	思いますと、
1:19:42	いや今の点いいですかね。
1:19:49	はい。北海道電力の高橋です。女川の記載を見てですね、過不足といったようなところをについてしっかり確認して、合わせていきたいと思えます。
1:20:01	規制庁秋本です。あの子なんかあんまり私もできるだけ見ようとは思ってますけど、あんまり
1:20:09	チェッカーではないので、取りこぼしはもちろんあるかもしれないんで事業者でしっかり見るようにしてもらえばどう言うのがコメントですと、62の補足の44ページなんですけど、
1:20:23	補足の44ですね。
1:20:26	ちょっとこれはどう。
1:20:28	このズーが的、この図を指して言うのがいいのかどうかよくわかってはいないんですけどこのジャック箱カラー、黄色い線で常設常時設置ってなってる、
1:20:44	これが頭に
1:20:46	頭にの公認の時だったかとは思ってますけど、全部人力で引けなきゃ駄目だよっていうのを先行で言ってるって何か聞いたことがあります。
1:20:59	この図だけだと、ちょっとよくわからなかったんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:04	なんすかねよくわかんなかったのは全部引ける分量だけ持ってるのかどうかがよくわかんなかったんですけど、
1:21:12	一応全部引き、
1:21:15	多点ん。
1:21:17	内の話とか、
1:21:19	全部引ける分量は持っているっていう理解でいいですか。
1:21:32	泊発電所の方から回答いただけますか。
1:21:39	他に福井井川です。
1:21:43	一つは数値の調整中切れるんですけども、
1:21:47	全長バック、10キロ程度、
1:21:50	すみません本当程度ですね、やってたはずなので、
1:21:54	確認す操作場所まで時価引きできるというのが確認できております。以上です。
1:22:02	今ちょっと、
1:22:04	音声途切れ途切れだったので、ゆっくりちょっとはっきりしゃべってもらえますか。
1:22:13	北海道電力伊澤です。
1:22:16	特権ばたついの装置の調整中ケーブルですが、
1:22:23	すべての合計を合わせまして4票程度。
1:22:25	配備しておりますので、必要な通話する箇所、
1:22:31	本みか引きは可能となっております。以上です。
1:22:38	規制庁脇本ですわかりましたじゃ、全部引けるっていうことはわかったのでだそうすると一この図が、
1:22:50	どうするかなとは思いつつ常時、
1:22:53	設置は、していただいても、多分、
1:22:58	構わないと思うんですけど、先行でもこう書いてるところもあるかもしれないですけど全部引けるよっていうところが、
1:23:07	この図だと何か、
1:23:09	何かよくわかんないなってなっちゃうんの
1:23:13	スーパー、あれですかね全部引けるよってというのは別の。
1:23:17	図とかを見れば、いいんですとかそういうことですか。
1:23:23	国会別府伊佐です。
1:23:26	ちょっと探せてないんですけども、別の柘植。
1:23:30	それでちょっと、
1:23:31	ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:34	規制庁アキモトです試験校正をするときにもう、
1:23:41	次、常時設置のものだけじゃなくて、
1:23:46	全部引いた。
1:23:49	ものでもやらないといけないですよ、いけないの。
1:23:56	ないですか。
1:24:02	北海道電力の大和でございます I D E C、
1:24:06	齋藤の方から行きますか。
1:24:09	はい。北海道電力伊澤です。
1:24:13	私もあるんですけども、
1:24:15	ちょっと 35 個別に視察をぶつけましたので、
1:24:20	サービス部の久保木大隅各表の 35-60 ページお願いします。
1:24:29	そこ観光第 3 のチーズというものがあまして、
1:24:34	その中の、赤線。
1:24:37	こちらの方は、中央制御室から必要な場所に、
1:24:42	施設するということになっております。
1:24:45	読めます。
1:24:50	規制庁アキモトってそうすつとだからあれなんすけど試験構成は、
1:24:55	これでやりますかっていう話になるんですけど、全部引いた状態でもやりますよね。
1:25:29	北海道電力伊澤です。
1:25:32	通信する設備、通気する箇所でも、
1:25:38	距離なんですけども、
1:25:40	最後部の 300 メートル程度、
1:25:43	なっております、
1:25:45	3 部通信系ほぼ 300 メートルつなげた状態で、
1:25:52	検査をするというのは可能となっております。以上です。
1:25:56	伊澤さん、距離とかというよりも、試験をするときに、そこをどうやって、
1:26:05	全部引いた状態でやりますか。
1:26:08	ていう。
1:26:10	ことだと思っんですけど。
1:26:28	はい。
1:26:37	北海道電力伊澤です。
1:26:40	と典型ん、本日ちょっと本検討中となりますので物、回答させていただきます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:55	ですけど、
1:28:11	規制庁アキモトでそれで62の補足の72で、さっき片桐からもあった表で、私の方からは、
1:28:22	これが
1:28:24	ちょっと多いがー。
1:28:28	小さくてちょっとわからなかったんですけど、これが場所的には多いと同等っていう理解でいいのかがどうかが気になったポイントで、
1:28:39	何かちょっと間数だけがそういった6と。
1:28:42	5だなんて思っただけなんですけど何か粹的には何か同じものがあるのかどうかがよくわからなかったんですけどそこは見られてます。
1:29:11	はい、北海道電力等でございます。他社と比較してもう一度再確認いたします。
1:29:18	規制庁秋本ですわかりました。ポイントケーブルの、
1:29:22	長さっていうか、だけなんで。はい。
1:29:25	それで62の補足の90ページで、
1:29:30	これもさっきの
1:29:33	泊の欄はガチャガチャしないほうがいいんじゃないですかっていうのん。
1:29:38	に近いんですけど、ここで何かあれですか。泊を、
1:29:43	天才点数。
1:29:47	負債っていうか何か持ってきているのっていうのは、ここにはまとめ資料上、ついてこないっていうことなんですか。北海道電力の阿野でございます。資料の構成が違いまして、
1:30:02	ちょっとこれ、私の書き方があまりよくなかったかもしれないんですけど、62の女川で62-7っていうふうになっているものが、泊だと62-2。
1:30:12	に記載しているものになっておりまして、アクセスルート図っていうところが記載されてるんで、は、我々で62-2の配置図に記載してるんで、それを改めて我々持ってきて、
1:30:25	女川がこう書いているんで、そこは我々は62-2にありますよということで、記載をしております。
1:30:32	規制庁秋本ですまとめ資料の構成って、どんな場にしていくんじゃないかなかったですたっけ。
1:30:48	北海道電力の青野でございますこちらの方は適正化いたします。
1:30:52	はい。
1:30:55	規制庁池口ちょっと条文間で、図なんか数んな、下がってないように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:02	してもらわないと、中身見づらくてっていうのもそうですし、基本なんか構成は、
1:31:09	最新
1:31:12	って言い方が、女川2でいいのかわかりませんがちょっと微妙ですけど、
1:31:17	最新の審査実績を、
1:31:19	踏まえて、まとめ資料を作成しますよって言っているんで、
1:31:24	構成とかは、
1:31:26	簡単に合わせられるんじゃないかなと思うので他の条文との、
1:31:31	整合性を図りながらやってはくださいってことだけですわね。
1:31:38	はい。北海道電力の高橋です。女川2号に他の条文含めて合わせるという大方針のもとに実施してますので、こちらについても女川に合わせて修正させていただきます。
1:32:40	規制庁秋本です私からは以上です。
1:33:01	では1.19の手順方なんですけれども比較表。
1:33:10	どこ。
1:33:13	1.19N〇9ページお願いします。
1:33:24	上から三つ目ぐらいの段落で重大事故等が発生した場合における欄で、
1:33:31	置いてモニター車のお話をここで書いてて、
1:33:35	明日でも繰り返してるんですけど女川泊はここは書かないで、下で、放射能観測車っていうふうに、
1:33:44	出てきてるんですけど、その違いって何か理由はあるんでしょうか。
1:34:09	北海道電力の狩野でございます。
1:34:13	違う、違う実はですねモニター車、放射能観測車を使った2、通信連絡設備を乗せて活動するというのは、一緒になっています。
1:34:25	で、女川と泊でいうと具体的に言いますとですね、123パラ目の中にある、
1:34:35	移動無線設備ですね、こちらは車載機、
1:34:39	に入ってます、それが実際にモニター車に積まれて、その車載器と中央、緊急時対策所ですね、との間で通信されると、というような状況になっております。
1:34:54	これは女川に合わせにいたってという理解でよろしいですか。北海道電力の阿野でございます。こちらは女川にあわせ行っております。
1:35:04	了解しました。次1枚めくっていただいて1.19-11ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:12	1 ポツ無線連絡設備携帯型のお話があって①後のところで、ここは
1:35:21	電池の残量で確認しないのでしょうか。
1:35:42	北海道電力の狩野でございます。こちらに関しましては、実は、女川と記載を合わせておりました、②番のところで、
1:35:53	充電地籍展示または関連死の残量が少ない場合ということで記載しております。ここが一番のところでは自明かなという思いまして、女川に合わせて記載を抜いております。
1:36:06	規制庁から言って前のページで衛星電話設備は、①に青字でその充電式電池の残量を確認するっていう方、加えてるんですけど、そこの整合みたいたいで取れてるのでしょうか。
1:36:29	北海道電力等でございます。今の重点支援費電池の残量の確認に関しましては、手順のところ記載の方、各アイテム等整合をとって、記載を見直しいたします。
1:36:44	木嶋宇津木さん了解しました。次1.1件の14ページ、お願いします。
1:36:55	さっき秋元の方からインターフォンの話があったんですけどもハブに繋がっててことで、
1:37:02	これ使い方で電話機と同様の操作でダイヤルしますっていうので、写真を見たら、
1:37:11	何だっけな。
1:37:13	IP電話と同じ写真が載ってたと思うんですけど同じものを使って、それを1台が2台セットで
1:37:23	インターホン専用にするっていうようなイメージでよろしいでしょうか。北海道電力の青野でございます。全くその通りで、同じ端末を同じ種類の端末を使っております。
1:37:36	規制庁で技術了解しました。あとは、
1:37:40	ちょっと本体の資料の方がいいと思うんですけど、
1:37:46	1.19の、
1:37:48	7ページをお願いします。
1:37:59	これも記載だけなんですけど真ん中にcポツ、手順手順等って書いてて最後第1.19-表ってなってる、
1:38:08	1が抜けてて、これは比較表では1が入ってるので、
1:38:13	ちょっとそこを確認をお願いします。
1:38:18	北海道電力等でございます。承知いたしました。修正いたします。
1:38:22	次1.19-22ページをお願いします。
1:38:30	ここで発電所内の真ん中だけに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:35	衛星通信設備、括弧屋外アンテナってあるんですけどこれ、衛星電話設備ですかね。
1:39:05	北海道電力の阿野でございます。これは衛星電話設備の安定なり、なりを伺っております。こちらも修正して、次回提出いたします。次のページの表も多分衛星通信設備って書いてあるので、そこを合わせてください。
1:39:24	北海道電力等でございます承知いたしました。
1:39:28	あ、規制上限って次のページの
1:39:32	衛星通信設備、屋外アンテナの下に無線通信装置ってあるんですけど、
1:39:40	これって、
1:39:41	社内外でも使うんでしょ。
1:39:47	北海道電力の青野でございます。こちら
1:39:52	社内で使うものになっております。
1:39:56	形状模技術多分本文中の 1.19-6 ページとかには書いてないのでちょっとそこは整合するように表の見直しをお願いします。ガイド電力の阿野でございます。承知いたしました。
1:40:16	あと 1.19 の、
1:40:19	26 ページをお願いします。
1:40:27	ここも先ほどの表と似たような感じなんですけど、
1:40:33	衛星電話の携帯とあって、S A の欄には不要でしょうか。
1:40:49	北海道電力等でございますこの対応表に、今、記載されてないんで、追記いたします。
1:40:57	90 ヶ月であと自主対策設備に無線通話装置が入ってるんですけど、これって、
1:41:03	多分前のページだとなんかS A で分類されてると思うんですけど、無線通話装置に関しましてはDBでエントリー数、先ほどご説明させていただきました
1:41:15	モニタリングカーに載ってるものになっております。
1:41:20	新城から井澤了解しました。
1:41:24	私からは以上です。
1:41:41	衛藤宮元です。ちょっとあれですね。
1:41:47	さっき片桐からあったように、
1:41:49	まとめ資料と比較表がまだ合わないっていうのがちょっと、
1:41:52	よくわかりません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:54	しっかりやってくださいって年末でやってるはずなのにかかわらずそれが、
1:41:59	まとめ資料提出比較表が違うと今度これが最終的にセットされた時に我々のコメントなり、指摘を踏まえた、
1:42:09	ものとして本当にでき上がってくるのかが、
1:42:11	不安しかないので、その辺は事業者の方でこれ再三言ってますけど、チェック体制しっかりしてください。いいですかね。
1:42:20	北海道電力の高橋です。再三ご指摘いただいているということで、大変申し訳なく思ってます。基本的に我々の作り方についても、
1:42:31	どちらかを正として決めた後本体がを作るとかっていうふうにしてるところをもあるんですけども、最終的に少し手直しが発生したときに、
1:42:42	直しきれてないと、それは今おっしゃられた通りチェックの中でしっかり見つけていかなきゃいけないというふうに認識してございます。大変申し訳ございませんでした。
1:42:54	投票で抜けてるやつはもうこれ致命的なので、事業者の方でしっかりこんなの入れないと。
1:43:01	本文中改定後の表に抜けてるなんていうのはもう話になりませんので、そこはよろしく願いしますいいですかね。
1:43:10	北海道電力の高須です本文の記載と図表の方をしっかり合わせ込んでいきたいと思えます。
1:43:18	はい。刀禰それとあと、ちょっと戻っても 35 条でやはりちょっと私の方でさっき言った話をちょっと確認なんですけどこれ、
1:43:27	こっちの資料 2-1 で見た方がいいのかもしれないんだけど、
1:43:31	これね。
1:43:33	30 円で、6 ページと 7 ページにそれぞれ
1:43:37	外部電源の話があると思うんだけど、
1:43:39	まず 1 項のほうで書いてあるところは、なお書きで警報装置通信連絡設備発電所ない。
1:43:46	ないないかな。
1:43:47	うん生理学的にできる場合でも動作可能な設計とすると。
1:43:52	2 項については今度発電所外、海外、
1:43:57	については、
1:43:58	全部できない場合も動作可能とすると書いてあって、
1:44:02	要は、これ両方とも等が必要ですかだけなんですよ。
1:44:08	発電所外。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:09	いや 2 項の方だと発電所外データ伝送装置は頭蓋について。
1:44:15	は、これは、
1:44:17	非常用電源と部店だけでいいんじゃないですかと。
1:44:20	頭はいらないんじゃないですかと。
1:44:22	その代わり高については言われたように関連者だけなりがあるんであれば、あとは入るかもしれないんだけど、
1:44:29	そうしないとこれ 1 項と 2 項でそれぞれ対象としての設備が違うので、そこは識別して、すべてまとめて、
1:44:37	どっちも同じように記載してしまうとそごが出ちゃうかもしれないので、その辺はよく確認してくださいいいですかね。北海道電力の羽田でございます。承知いたしました。
1:44:47	はい私の方は以上です。
1:44:55	はい。規制庁大塚です。まとめ資料と比較表について他コメントよろしいでしょうか。
1:45:02	はい。よろしければ、最後パワーポイントの方説明お願いします。
1:45:10	はい。北海道電力のアノウでございます。
1:45:13	パワーポイントについて説明いたします。
1:45:19	よろしいですか。よろしいですか。はい。
1:45:21	最初、3 号炉の技術的能力審査基準及び、35 条と 62 条の説明になります。
1:45:30	最初、ページ、
1:45:32	本日の説明事項としまして、
1:45:35	説明は、設置許可基準 35 条、
1:45:38	及び技術基準の 47 条において適合、追加要求となった項目について、1 ページから 11 ページに示すということになっております。説明事項の概要は、
1:45:50	三つございまして、多様性を確保した通信連絡設備を、施設していること、多様性を確保した専用通信回線を設置すること。
1:46:00	三つ目が、非常用所内電源または無停電電源に接続してることというところがあります。
1:46:06	また、技術的能力審査基準の 1.19 及び、
1:46:10	設置許可基準の 62 条の要求事項に適合するための、整備する対応手順及び重大事項等、対象設備について 7 ページ以降に示しております。概要は三つございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:23	まず一つ目が、内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置していること。
1:46:31	あとですね、内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が代替電源設備から給電可能であること。
1:46:42	最後に、必要な手順が用意されていると、ということということになっております。
1:46:46	まとめ資料に関しましては、2017年度3月までに審査を受けたものから、先行審査実績を踏まえまして記載の充実や表現の適正化を図っております。
1:46:57	ただ対応手順の内容や方針に変更はございません。
1:47:01	次のページ目次になります。目次は1から6までございまして、追加要件概要。
1:47:08	三つ目が、35条の適合状況。
1:47:11	四つ目が、62条の適合情報。
1:47:14	五つ目が電源構成、六つ目が、1.19の適用状況というの、中身になっております。
1:47:22	続いて、1ページをご覧ください。1ページ目に関しましては、35条と47条の設置許可基準と技術基準規則について記載がございます。
1:47:34	続いて、2ページ目です。2ページ目も、35条と47条の記載で、こちらに関しましては、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならないというような、
1:47:46	規制要求と技術基準規則のほうを記載しております。
1:47:50	次のページ、3ページ目からが、3ページ目にはですね、62条ですね、62条の設置許可基準の規則について記載がございます。
1:48:02	はい。
1:48:03	続いてですね、4ページ目です。
1:48:06	4ページ目には、通信連絡設備の概要が記載されております。
1:48:11	こちらは、2.1のところ、35条のですね2.1の中に、通信連絡設備の概要がございまして、その中に使用されている図を示して、
1:48:22	通信連絡設備というのはこういうものだよというところを、説明するという形になっております。
1:48:29	続いて
1:48:32	はい、先ほど江藤、ヒアリングの中でコメントいただいたものを合わせて修正していきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:40	はい。続いて、5 ページ目になります。5 ページ目は、多様性を確保した通信連絡設備を施設していることということになります。
1:48:50	こちらに関しましては、右側の 2.2 の警報装置及び通信連絡設備の例ということで、発電所内の通信連絡設備の多様性について、
1:49:02	説明をするという形になっております。右下にですね、発電所外と、あとデータ伝送設備、データ伝送設備の発電所内と発電所外も、
1:49:13	同様ということで記載を追記しております。
1:49:18	次のページですが、6 ページ目になりまして、こちらは、その多様性を確保した通信専用通信回線を敷設していることというところの説明になっております。
1:49:29	こちらは、
1:49:31	左の図 2.5. 1 表には多様性を確保した専用通信回線で右側に関しては、その通信回線の概要について、示したものになっております。
1:49:43	はい。続いて 7 ページ目になります。
1:49:47	7 ページ目が、ここからが、
1:49:50	62 条、
1:49:52	の適合性の説明の資料になってございます。ここに関しましては、重大事故時、重大事故と方が発生した場合において、
1:50:02	泊発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置または保管するというのが記載されておりました、
1:50:13	その
1:50:16	どういう通信設備があってどこと通信してるんだというところをわかる図面を、第 10. 12.1 図ということで、概要図を、このパワーポイントの中で示しております。
1:50:27	続きまして、5 番、通信連絡設備の電源構成について記載をしております。こちらは DB の SM を一緒に記載をしております。
1:50:37	まずは、DB の要求である非常用所内電源系または無停電電源に接続していること。
1:50:44	で、62 条の要求である。
1:50:47	通信連絡設備を行うために必要設備が、代替電源設備、電池等の予備電源設備を含むから給電可能であることというのが、適合状況として、
1:50:57	中央制御室と緊急時対策所、あと、原子炉補助建屋という、いうカテゴリー分け場所に分けて記載をしてるというものになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:09	次のページいきます。つい今ご説明した内容について、適合状況、これ、緊急時対策所の例としまして、記載をしているものになっております。
1:51:20	次のページは、中央制御室の例ということで、実際に主要設備がこういうもので、その目、無停電電源装置、非常用電源設備はこれで、
1:51:32	その代替電源設備としてはこれですよというような、表を記載しております。
1:51:38	はい。最後に 11 ページになります。
1:51:41	11 ページは、技術的能力審査基準 1.19 の適合状況になっておりまして、こちらは要求事項がこの 1.19 の中で記載されております。
1:51:53	適合状況としまして、整理している手順等ということで、1.19 の通信連絡に関する手順、各手順がございます。その各手順の
1:52:03	記載内容を、実際にこういう形で、要約して評価して、説明しているという形になっております。
1:52:13	はい。あとですねすみません。1ヶ所ですね、
1:52:17	間違い、間違いがございまして、本日の説明事項という、1 ページ目に、
1:52:24	ページ番号がついていない 2 ページ目ですね、黄色い
1:52:27	ところなんですけど、まとめ資料ですね、審査を受けたものから、先行実績を踏まえ対応手段の内容や方針に変更はないというふうに記載してるんですが、
1:52:39	こちらに関しましては女川わあのまとめ資料と比較した結果ですね、変更しているものがございまして、そちらの記載を追記いたします。
1:52:51	まとめし、まとめ資料ジャメさん、パワーポイントの説明は以上になります。
1:52:58	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
1:53:02	まず私から確認させていただきます。
1:53:06	1点だけなんですけど、
1:53:10	例えば 5 ページの
1:53:15	左側の適合状況の記載の中で、
1:53:19	第 2、
1:53:20	真ん中辺に第 2.2-1 表っていう記載があるんですけど、実際に何か表が出てきてない。
1:53:30	ですけど、
1:53:31	これと同じように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:33	8 ページの方もですね、
1:53:36	緑色の点線の枠の中の、
1:53:40	2.6. 1 図とか、
1:53:43	2.6. 2 表とか、結構このパワーポイントの中についてないものが記載されてるんですけど。
1:53:52	これはどういった考えで記載を残したんでしょうか。
1:54:03	北海道電力の阿野でございます。こちらに関しましては、まとめ資料に記載がございまして、そちらの方を参照していただきながらということで、イメージして記載しております。
1:54:19	規制庁大塚です承知しました。
1:54:23	そういう記載方法だ等、
1:54:27	何か見方によっては図とか表が抜けているような、
1:54:30	感じに思えてしまうこともあるので、
1:54:34	藤阿藤。
1:54:36	こういった記載。
1:54:38	あと、ちょっと中身がないようなパワーポイントになってしまうので、
1:54:42	もし可能であれば図とか表をそのまま載せていただいて、説明の時にちょっと説明を省略するとかっていうやり方の方がいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。
1:54:56	北海道電力等でございます承知いたしました今おっしゃった、このパワーポイントで書いてる、参照してる図表に関しましては、%ポイントに実際に掲載して、
1:55:07	説明そんなに長く時間かけられないと思うんで、ここに関してここに、この図にある通りですというような形で説明できるようにします。
1:55:19	規制庁大塚ですよろしく申し上げます。私からは以上です。ほかにコメントありますでしょうか。
1:55:31	まずね、
1:55:36	多様性を確保した
1:55:41	多様性専用。
1:55:51	要はね、
1:55:53	これ 6 ページで書いてあるんでこれで何と何が多様性になってて、何と何が。
1:56:00	有線無線になってるのが、
1:56:04	この図でわかりますかっていうことなんすよね、複雑すぎて。
1:56:08	結局、適合上、これ多様性わかったんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:14	次のページだと、
1:56:16	上に衛星が飛んでるのでそれが1本と線で結んでるのが優先なのかな。
1:56:24	そういうことだよ。
1:56:26	そうすると、発電所内はこれでわかるんだけど発電所外はってなると、
1:56:30	ここには載って、
1:56:33	るのかな。
1:56:34	この7ページは、
1:56:38	そうじゃないよねこれ。
1:56:41	外は外は倉庫の。
1:56:45	外っていうところだけで衛星系と地上系の2回線とこれ、
1:56:56	北海道電力の阿野でございます。江藤新野、郷。
1:57:01	地表の通信監視新幹線種別の中で、電力保安通信用回線は有線系回線と無線回線を使ってるのかですね、あと
1:57:11	通信事業者回線、
1:57:13	とします。そうですね通信事業者回線ってよく、KDDIとかNTTとか、事業者が持っている改正に関しては、それを使っているのは、電力保安通信用電話設備だったり、加入電話設備だったり、
1:57:28	あと衛星電話設備というのが使ってますよとかですねそういった説明が左側の表にございまして、こちらが多様性を確保してるというような説明になっております。
1:57:52	えっと2.5-1図で書いてある。
1:57:58	凡例があるんだけど、
1:58:02	凡例の黒点線と色点線は、
1:58:08	何が違うかという、緑のバックアップが緑の点線、
1:58:13	黄色の点線のバックが、
1:58:16	黄色の点で、多分そう、そういう意味だよ多分ね。
1:58:21	北海道電力等でございますその通りでございます。
1:58:26	そうすると、
1:59:06	仕方ないですね。
1:59:09	5ページ言った35条の説明になっていて、
1:59:17	原子炉建屋、タービン建屋って書いてあるけどここにタービン建屋はないですよ。
1:59:26	そうですね。
1:59:28	まずね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:32	タービン建屋ん記載されてないんで、タービン建屋をうまく入るようにいたします多分入れる必要はそれほどないんだけど原子炉建屋と原子炉補助建屋じゃないと。
1:59:44	これ補助建屋は入ってんじゃないんだっけ、これ入ってないんですけどっけ。
1:59:56	一番右側です。北海道電力等でございます。一番右から原子炉建屋で、その左隣が原子炉補助建屋となっております。なので、別にタービン建屋を書く必要はあまりないんだけど、
2:00:10	ここにある建屋は変えてねっていう気がします。
2:00:14	承知いたしました。
2:00:18	そうですねタービン建屋等のって書いてるのに、タービン建屋内の動でどうしてっていうふうにならないようにってことで、はい、承知いたしました。
2:00:29	はい。わかりまし私は以上です。今ちょっと先行もこれだと、これ以上言ってもあるかもしれない。はい。了解です。
2:00:42	他コメントよろしいでしょうか。
2:00:49	規制庁秋本です5ページの図をすいません
2:00:55	5ページの図と、
2:00:57	7ページの図で、さっきあれですよ7ページの図でインターフォン等、テレビ会議システムが無線にも繋がってますよっていうのを、
2:01:07	わかったんですけど、5ページのところ見る等、これでダイレクトにインターフォンとテレビ会議システムって、
2:01:16	有線しかないように、
2:01:19	思えちゃうんですけど、
2:01:22	7ページの方が正解っていう理解なんですよね。北海道電力の阿野でございます。7ページ目が成果になりますんで、5ページ目の表現は適切かいたします。
2:01:37	規制庁アキモトでそれであれば、じゃな。5ページ目を
2:01:43	適切か、なんですけどこれってあれ、
2:01:46	管理事務所とカー、総合管理事務所ってあるんですけど、ここはあれ耐震持つんですけどっけ。
2:01:57	北海道電力の阿野でございます。
2:02:01	耐震物というのは耐震CCクラスで、設計されてるというふうに理解しています。
2:02:10	S sは持ちません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:12	はい。
2:02:19	規制庁アキモトですこれがなくなってももう大丈夫ってSA、
2:02:26	的には問題ないよっていう理解でいいんですかね。
2:02:30	北海道電力等でございます。SA的には問題ないという理解で、大丈夫です。
2:02:41	北海道電力等でございます配線盤とか電話交換機なくても大丈夫になります。
2:13:11	規制庁秋本ですさっきの5パワポの5ページ、見てて、さっき大衆の話したんですけど
2:13:20	藤医師数、手順の比較表の資料の3-2の、
2:13:27	1. 19-45 ページ大岩見てたんですけど、
2:13:32	これって、
2:13:34	さっきなくなっても大丈夫ですかっていう質問して大丈夫ですっていうことだったんですけど
2:13:40	ていうのはあれじゃないすか女川とか、大井見ると、ラインがちゃんと繋がってるじゃないすか。
2:13:47	だから、わかるよっていうのと、
2:13:53	大岩基準地震動によるっていうところも何か書いてあるような気がする。ちょっと二次でわかり正確じゃないかもしれないですけど、
2:14:03	何かこの図って何かそこが大事なポイント値だったんじゃないかなって。
2:14:09	思い出したんですけど。
2:14:12	俺って何か線つなげてないのは何、何でなんでしたっけ。
2:14:46	北海道電力等でございます。
2:14:49	移動無線設備とか他の設備のケーブルの笠名リーのところできっと線が仕入れているように見えるのでここ
2:14:59	記載の方、図表の書き方を適正化いたします。
2:15:08	規制庁アキモトです後は、対その基準を伊賀書いてある地震にもつもないっていうところは、ちょっと入れ、女川には、
2:15:20	ないのかもしれないんですけど、
2:15:26	必要な情報だったらちょっと入れといてもらった方がいいのかもしれないんで、ちょっと、とりあえずはあれですねこの日、比較してみても、
2:15:36	泊が見落とす見劣りしないようにしといてもらいたいなと思うんですけど。
2:15:42	意図はわかります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:46	北海道電力の阿野でございます今のお話は、この説明の中に、その基準地震動でどれが持つんだっていうところをきっちり明確化する。
2:15:56	説明するために明確化しなきゃいけない。あれはちゃんと書くべきだという、意図かなっていうふうにとらえました。
2:16:04	この内容見つつ、必要であれば、
2:16:10	記載のほうを追記いたします。
2:16:44	はい。他Power Pointについてよろしいでしょうか。
2:16:48	はい。
2:16:49	全体を通じてもよろしいでしょうか。
2:16:53	事業者側から、
2:16:54	何かありますでしょうか。
2:17:00	北電本店泊発電所を何かご質問等ございますでしょうか。
2:17:09	北海道さんいらっしゃるからわかりません。
2:17:13	北海道電力本店からも特にございません。
2:17:16	はい。当社からはございません。
2:17:20	規制庁大塚です。それではないようですのでこれで本日のヒアリングを終わりたいと思いますありがとうございますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。